

宿泊療養についてのQ&A

Q1：療養者はどのように入所されるのか。

A1：療養者は保健所が用意した車両で、入院中の医療機関または自宅から宿泊療養施設に移動していただきます。

※ 施設によっては自家用車でお越しいただくことが可能です。

※ その際は自家用車を運転しての入所に支障がないか、保健所が健康チェックを行い許可した場合に限ります。

※ また、駐車場の台数には限りがあります。

Q2：療養者が宿泊施設の外を出歩くことはないのか。

A2：宿泊施設に来られる療養者は、居室（及びフロア）内の制限された生活に同意いただいた方のみ受け入れておりますので、出歩くことはありません。

Q3：療養者から運営スタッフに感染する危険はないのか。

A3：療養者が過ごされるエリアと運営スタッフが活動するエリアを分けし、療養者と運営スタッフが接触しないようにします。なお、運営スタッフが食事の提供やゴミの回収で療養者のエリアに入る場合は、マスクに加え、感染防護服を着用します。

Q4：療養者が出したゴミや運営スタッフが着用した感染防護服はどう処理するのか。

A4：感染性廃棄物と同様の手順にて、専門業者が処理を行います。

Q5：療養者はどういう基準で退所するのか。

A5：国の基準に基づき、医師の判断を経て退所となります。

① 有症状の方の場合

発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過

② 無症状の方の場合

陽性確定に係る検体採取日から10日間経過